

中国通産OB会規約

(名称)

第1条 本会は中国通産OB会(以下「本会」という。)と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会は会員相互の親睦を目的とする。
本目的遂行のため所要の事業を行うものとする。

(会員)

第3条 本会の会員は、広島通商産業局、中国通商産業局並びに中国経済産業局及び広島鉱山保安監督部、中国四国鉱山保安監督部並びに中国四国産業保安監督部に在職した者及び同局等縁故者(但し、通商産業省及び経済産業省に在職した者に限る。)のうち、本会に入会を申し出た者とする。

2 会員は連絡先の変更があった場合は、本会に申し出なければならない。

第4条 会員は一般会員と終身会員とする。

2 一般会員の会費は年1,500円とし、会合費はその都度徴収する。

3 終身会員の終身会費は40,000円とし、会合費はその都度徴収する。

(会員資格の喪失)

第5条 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。

一 会員が死亡した場合

二 会員から退会の申し出があった場合

三 会員が3カ年度連続して会費を納入しない場合

四 会員から連絡先の変更の申し出がなく、本会から連絡が出来なくなって2年を経過する場合

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

一 会長 1人

二 副会長 2人以内

三 幹事 3人以内

四 監事 2人

(職務)

第7条 役員は、役員会を構成し、業務の執行を決定するとともに総会に付議すべき事項を審議する。

2 会長は本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は、欠けたときはその職務を代行する。

4 幹事は会長から委任された会の事業及び業務を実施する。

5 監事は会計の監査を行う。

第8条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は会員をもって構成し、役員会は役員をもって構成する。

3 会議は会長が招集し、出席者の過半数の同意をもって決する。

(総会)

第10条 総会は年1回以上開催することとし、会長がこれを招集する。

第11条 次の事項は総会の議決を得なければならない。

一 規約の変更

二 収支予算及び決算

三 役員の選任

四 その他本会事業の重要事項

五 解散

2 前項の規定にかかわらず一号から四号の事項は書面をもって議決を得ることができる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会員の会費、会合費、寄付金その他の収入及び本会の保有する財産をもってあてる。

第13条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(庶務及び連絡窓口)

第14条 本会に係る連絡窓口をイデアストック株式会社のオフィス(広島市中区大手町2丁目1番4号)におく。

2 連絡窓口では、本会あての郵便物の受領、本会のメールアドレスの設定、ホームページの開設・更新、本会が有する書籍、書類、事務用品の保管を行う。

3 本会はイデアストック株式会社に対して、連絡窓口の運営に係る経費を負担するため別に定める委託費を支払う。

附則

1 この改正規約は、令和8年4月1日から実施する。

2 第4条の一般会員の会費及び終身会員の終身会費は当面徴収しない。但し、令和5年度に遡って、以降入会時に一時金 3,000 円(年会費2年分相当。但し、令和5年度に入会した会員については既納の年会費 1,500 円を差し引いた 1,500 円)を徴収する。